

# 登 所 届 (保護者記入)

保育所長あて

入所児童名\_\_\_\_\_

病名『\_\_\_\_\_』と診断されました。

医療機関名\_\_\_\_\_

電 話 番 号\_\_\_\_\_ において

症状が回復し、集団生活に支障ない状態と判断されましたので登所します。

令和 年 月 日

保護者\_\_\_\_\_ ⑩又はサイン

\*医師の診断を受け保護者が記入する当所届が必要な感染症

病名	登所のめやす
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐・下痢等の症状が始まり、普段の食事がとれること
R S ウィルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、食事がとれること
伝染性紅班 (りんご病)	全身状態がよいこと
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、食事がとれること
伝染性膿痂疹 (とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度であること (皮疹・痂皮が湿潤している間は感染力がある)
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
その他集団生活に支障をきたすおそれのある伝染性の疾病 (アタマジラミ・ウイルス性肝炎等)	症状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで

厚生労働省『保育所における感染症対策ガイドライン』より

\*病気の症状により、医療機関に連絡させて頂くことがありますのでご了承ください。